

○厚生労働省告示第百四十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和六年一月一日から適用する。

令和五年十二月二十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
I～V （略）				I～V （略）			
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
品 名	単 位	材 料 価 格		品 名	単 位	材 料 価 格	
001 （略）				001 （略）			
002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用（J I S適合品）	1 g	<u>7,358円</u>		002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用（J I S適合品）	1 g	<u>7,183円</u>	
003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用（J I S適合品）	1 g	<u>7,341円</u>		003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用（J I S適合品）	1 g	<u>7,166円</u>	
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	<u>7,491円</u>		004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	<u>7,316円</u>	
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	1 g	<u>7,318円</u>		005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	1 g	<u>7,143円</u>	
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品）	1 g	<u>3,037円</u>		006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品）	1 g	<u>3,095円</u>	
007～009 （略）				007～009 （略）			
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品）	1 g	<u>3,807円</u>		010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品）	1 g	<u>3,832円</u>	
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品）	1 g	<u>158円</u>		011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品）	1 g	<u>157円</u>	
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品）	1 g	<u>191円</u>		012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品）	1 g	<u>190円</u>	
013 歯科用銀ろう（J I S適合品）	1 g	<u>273円</u>		013 歯科用銀ろう（J I S適合品）	1 g	<u>272円</u>	
014～069 （略）				014～069 （略）			
VII～IX （略）				VII～IX （略）			